

当医院からのご案内

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、
厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

●歯科外来診療医療安全対策加算1（外安全1）

【患者の皆さんへ 当院における医療安全対策の取り組み】

- ・ 当院では安全性の高いよりよい医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただるために、十分な装置・器具を有しております。
- ・ 自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。
- ・ 医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
- ・ 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備しています。
- ・ 当院は歯科外来医療安全対策加算1の施設基準を満たし、届出を行っています。

仙台HAPPY DENTAL 医療安全管理責任者 小松晋弥

●歯科外来診療感染対策加算1（外感染1）

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

●歯科技工士連携加算1・2（歯技連1・2）

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。
また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

● CAD/CAM冠・CAD/CAMインレー（歯CAD）

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作された冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

● 光学印象（スキャナ）の加算

患者さんの CAD/CAM インレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用して、歯型取りなどの調整を実施しています。

● 歯科初診料の注1に規定する基準（歯初診）

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

● 歯科訪問診療料の基準（歯訪診）

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

● 小児口腔機能管理料・口腔管理体制強化加算（口管強）

当院では、成長期のお子さんのお口の健康を守るため、「小児口腔機能管理料」および「口腔管理体制強化加算（口管強）」の算定対象となる体制を整えております。

これらは、

- お子さんの口腔機能（食べる・話す・呼吸など）の発達を継続的に確認・記録すること
- 専門的な管理を適切に行うための院内体制を確保していること

が要件とされている制度です。

当院では、国の基準に基づき定期的な口腔機能の評価、お口の状態に応じた指導、カルテや資料の管理体制を整えて診療を行っています。

●クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

●歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和6年の6月以降、患者さんの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

●有床義歯咀嚼機能検査1・2(咀嚼機能・咬合圧)

義歯（入れ歯）装着時の下顎運動、咀嚼能力または咬合圧を測定するために、歯科用下顎運動測定器、咀嚼能力測定用のグルコース分析装置または歯科用咬合力計を備えています。